

東北地方太平洋沖地震を受けての JIS マーク表示制度に係る対応について

平成 23 年 4 月 18 日
経済産業省 産業技術環境局 認証課 JIS マーク認証業務室

東北地方太平洋沖地震によって被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

工業標準化法に基づく登録認証機関から JIS マーク表示に係る認証を受けている事業所の中には、被災により操業ができない等、困難な問題を抱えておられる方々がいらっしゃるかと存じますが、被災された方々の事情等に即して、可能な限り迅速かつ柔軟な対応に努めて参りたいと存じます。

以下、当方より登録認証機関に対して周知いたしました JIS マーク表示制度に係る対応をご説明しますが、個々ご事情が異なるかと存じますので、詳細につきましては、皆様が認証を取得された登録認証機関にご相談くださいますようお願いいたします。

なお、相談先が不明等の場合には末尾の連絡先にご相談ください。

- ① 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」公布(平成 23 年 3 月 13 日)

本政令により、履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても一定期限まで（平成 23 年 6 月 30 日まで）に履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととなります。

上記政令の内容については、以下の URL をご参照ください。

<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110313-2kisya.pdf>

本政令を踏まえた、工業標準化法に基づく義務の免責の例は以下の通りです。

(工業標準化法に基づく義務の免責の例)

日本工業規格への適合性の認証に関する省令第 10 条に基づき、三年ごとに一回以上の頻度で行うこととなっている定期審査(定期認証維持審査)に関して、平成 23 年 6 月 30 日より前に審査期限が到来する被災者については、平成 23 年 6 月 30 日までに審査を行えば良い。

- ② 被災によって登録認証機関との認証契約を一旦解除し、あらためて JIS マーク表示に係る認証を取得される場合の措置

対象製品及び品質管理体制が被災前と同等であると判断できる場合、新規の認証に必要とされる 6 ヶ月の生産実績につき、少なくとも直近 1 ヶ月の生産実績が確認できることを前提に、認証決定時点から過去 1 年以内の生産実績を 6 ヶ月の生産実績に含めることを認める(以下の色つきの部分が 6 ヶ月分の生産実績のカウント例)。ただし、認証取消しを受けた場合は除く。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
			被災	生産 中止	生産 中止	生産 中止	生産 中止	生産 中止	生産 再開	審査 開始	認証 決定

【連絡先】

経済産業省 産業技術環境局 認証課
JIS マーク認証業務室 担当：敦賀、福井
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
TEL：03-3501-1511(内線 3441～3446)
FAX：03-3580-8598
e-mail：newjis@meti.go.jp